

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) 関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
- (c) この附属書において重量というときは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (d) 次の定義を適用する。
 - (i) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - (iii) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

- (iv) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- (v) 「QVC四〇」とは、第二十八条4に定める計算式を用いて算定する産品の原産資格割合が四十パーセント以上であり、かつ、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。
- (vi) 「CCC」とは、特定の類、項又は号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。
- (vii) 「CTH」とは、特定の類、項又は号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。
- (viii) 「CTSH」とは、特定の類、項又は号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。
- (ix) 「WO」とは、第二十八条2の規定に従い、産品が締約国において完全に得られ、又は生産される

ことをいう。

(e) この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システム（以下この附属書において「二千十七年の統一システム」という。）に従ったものである。

(f) 第三十条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の七パーセント

(ii) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の十パーセント

注釈1 「非原産材料の価額」とは、第二十八条6の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2 「当該製品の価額」とは、第二十八条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する

価額をいう。

(g) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合（当該産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。

第二節 品目別規則

統一システムに基づく分類
(二千十七年の統一システム)

品目別規則

第一部

第一類

〇一・〇一〇一・〇一・〇六

CC

第二類

〇二・〇一〇一〇二・一〇

CC (第一類の材料からの変更を除く。)

第三類

注釈 第〇三〇六・一六号、第〇三〇六・一七号、第〇三〇六・三五号、第〇三〇六・三六号及び第〇三

〇六・九五号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料及び東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三

国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

○三〇一・一一一〇三〇六・一五	C C
○三〇六・一六一〇三〇六・一七	<p>1 C C (ただし、第三類の非原産材料は、当該非原産材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。) (くん製したシュリンプ及びくん製したプローンに限る。)</p> <p>2 C C (その他のもの)</p>
○三〇六・一九一〇三〇六・三四	C C
○三〇六・三五一〇三〇六・三六	<p>1 C C (ただし、第三類の非原産材料は、当該非原産材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。) (くん製したシュリンプ及びくん製したプローンに限る。)</p> <p>2 C C (その他のもの)</p>
○三〇六・三九一〇三〇六・九四	C C
○三〇六・九五	<p>1 C C (ただし、第三類の非原産材料は、当該非原産材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である</p>

第四類

○三〇六・九九一〇三〇八・九〇	C C
	<p>2 C C (その他のもの)</p> <p>第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。(く ん製したシュリンプ及びくん製したプローンに限る。)</p>

第五類

○四・〇一―〇四・〇三	C C
○四・〇四	C T H
○四・〇五	C C
○四・〇六	C T H
○四・〇七―〇四・一〇	C C
○五・〇一―〇五・一一	C C

第二部

第六類

〇六・〇一―〇六・〇四

C T S H

第七類

注釈 第〇七一〇・二二号及び第〇七一〇・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

○七〇一・一〇一〇七二〇・二二	CC
○七一〇・二二一〇七二〇・二九	CTH (第〇七・〇八項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)
○七一〇・三〇一〇七二四・九〇	CC

第八類

○八・〇一〇八・一四	CC
------------	----

第九類

○九・〇一	CC
○九・〇二一〇九・〇三	CTH
○九〇四・一一	CC
○九〇四・一二	CTSH

一一〇六・一〇	CC
一一・〇五	CC (第七類の材料からの変更を除く。)
一一・〇一―一一・〇四	CC

第一類

一〇・〇一―一〇・〇八	CC
-------------	----

第一〇類

〇九一〇・九九	CC
〇九一〇・九一	1 CC (カレーに限る。) 2 C T S H (その他のもの)
〇九〇七・一〇―〇九一〇・三〇	CC
〇九〇六・二〇	C T S H
〇九〇四・二一―〇九〇六・一九	CC

一一〇六・二〇	CC (第七類の材料からの変更を除く。)
一一〇六・三〇	CC (第八類の材料からの変更を除く。)
一一〇七―一一・〇九	CC

第一二類

一二・〇一―一二・一四	CC
-------------	----

第一三類

一三・〇一―一三・〇二	CC
-------------	----

第一四類

一四・〇一―一四・〇四	CC
-------------	----

第三部

第一五類

一五〇一・一〇一―一五二五・五〇	CC
一五一五・九〇	1 CC (第一〇類、第二二類又は第二三類の材料からの変更を除く。) (米油及びその分別物に限る。) 2 CC (その他のもの)
一五・一六一―一五・一八	CC
一五・二〇	CTH
一五・二二―一五・二二	CC

第四部

第一六類

注釈1 第一六〇四・一四号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿（以下この協定において「IO TCの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産

材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

注釈2 第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号、第一六〇四・二〇号、第一六〇五・二一号及び第一

六〇五・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料及び東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一六・〇三	C C
一六〇四・一一―一六〇四・一二	C C (第三類の材料からの変更を除く。)
一六〇四・一三	C C (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)
一六〇四・一四	C C (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがI O T Cの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)
一六〇四・一五	C C (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)
一六〇四・一六―一六〇四・一九	C C (第三類の材料からの変更を除く。)
一六〇四・二〇	C C (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)
一六〇四・三一―一六〇五・一〇	C C (第三類の材料からの変更を除く。)

第一七類

一六〇五・二二―一六〇五・二九	CC (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)
一六〇五・三〇―一六〇五・六九	CC (第三類の材料からの変更を除く。)
一七・〇一	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・一一―一七〇二・一九	CC (第四類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・二〇―一七〇二・四〇	CC
一七〇二・五〇	CC (第一類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・六〇―一七〇二・九〇	CC
一七・〇三	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CC

第一八類

注釈 第一八〇三・二〇号及び第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一―一八・〇二	CC
一八〇三・一〇	CTH（非原産材料である第一八・〇二項のカカオ豆の重量が製品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）
一八〇三・二〇	CTH（非原産材料である第一八・〇二項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、製品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）

一八・〇四	CTH
一八・〇五	CTH (非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、製品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。)
一八〇六・一〇一八〇六・二〇	CC
一八〇六・三一	CTSH
一八〇六・三二	CC
一八〇六・九〇	CTSH

第一九類

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
- (i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産され、製品の生産に使用される非原産材料は、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一〇	CC	1 CC (第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。) (主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものに限る。)
一九〇一・二〇	CTSH	
一九〇一・九〇―一九〇二・四〇	CC	
一九・〇三	CC (第一一類の材料からの変更を除く。)	
一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	CC	
一九〇五・九〇	CC	

第二〇類

注釈 第二〇〇一・一〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号、第二〇〇五・八〇号から第二〇〇七・一〇号までの各号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇九・六一号、第二〇〇九・六九号、第二〇〇九・八一号及び第二〇〇九・八九号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの状態により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外

の作業が行われていない場合に限る。

- (b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産され、製品の生産に使用される非原産材料は、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇	CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇一・九〇	CC (第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇二・一〇―二〇〇四・一〇	CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇四・九〇	CC (第七類又は第一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・一〇―二〇〇五・二〇	CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

	産される場合に限る。)
二〇〇五・四〇	CC (第七類又は第一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・五一―二〇〇五・六〇	CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・七〇	CC (第七類の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・八〇―二〇〇五・九九	CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇・〇六	CC (第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇七・一〇	CC (第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇七・九一	CC (第八類の材料からの変更を除く。)
二〇〇七・九九	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)

二〇〇八・一一	<p>CC（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p>
二〇〇八・一九	<p>CC（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p>
二〇〇八・二〇―二〇〇八・三〇	<p>CC（第八類の材料からの変更を除く。）</p>
二〇〇八・四〇―二〇〇八・九一	<p>CC（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p>
二〇〇八・九三―二〇〇八・九九	<p>CC</p>
二〇〇九・一一―二〇〇九・四九	<p>CC（第八類の材料からの変更を除く。）</p>
二〇〇九・五〇	<p>CC（第七・〇二項の材料からの変更を除く。）</p>
二〇〇九・六一―二〇〇九・六九	<p>CC（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p>
二〇〇九・七一―二〇〇九・七九	<p>CC（第八類の材料からの変更を除く。）</p>

二〇〇九・八一―二〇〇九・八九	CC (第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇九・九〇	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)

第二二類

二〇〇一・一一	CC
二〇〇一・一二―二〇〇一・二〇	CC又はQVC四〇
二〇〇一・三〇	1 CC (第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。) (煎ったひき割りの大麦又は裸麦のティーバッグであって小売用にしたものに限る。)
	2 CC (その他のもの)
二〇〇二・一〇―二〇〇三・一〇	CTH
二〇〇三・二〇	CC (第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二〇〇三・三〇	CC
二〇〇三・九〇	CTH
二〇〇四・一〇―二〇〇六・一〇	CC

二一〇六・九〇	QVC四〇
---------	-------

第二二類

二二〇一・一〇―二二〇二・一〇	CC
二二〇二・九一―二二〇二・九九	QVC四〇
二二〇三・〇〇―二二〇四・二九	CC
二二〇四・三〇―二二〇六・〇〇	CC (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二二・〇七	CC
二二〇八・二〇―二二〇八・六〇	CTH (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)
二二〇八・七〇	CTH (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。) 又は QVC四〇
二二〇八・九〇	<p>1 CTH及びQVC四〇 (合成清酒又は料理用酒 (みりん) に限る。)</p> <p>2 CC (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)</p> <p>3 CTH (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)</p> <p>あつて、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。)</p> <p>(果汁をもととした飲料で)</p> <p>(その他のもの)</p>

三三・〇九	C T H
-------	-------------

第二三類

三三・〇一	C C
三三・〇二	C T H
三三・〇三	C C
三三・〇四―二三・〇八	C T H
三三・〇九	Q V C 四 〇

第二四類

二四・〇一・三〇	C T S H
二四〇一・一〇―二四〇一・二一〇	C C
二四・〇二―二四・〇三	C T H

第五部

第二五類

二五〇一・〇〇一―二五二〇・一〇	CC
二五二〇・二〇	CTSH
二五・二二	CC
二五二二・一〇	CTH又はQVC四〇
二五二二・二〇	CTSH又はQVC四〇
二五二二・三〇	CTH又はQVC四〇
二五・二三	CTH
二五・二四―二五・三〇	CC

第二六類

二六・〇一―二六・一七	CC
-------------	----

第二七類

注釈 この類の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工程を含む。）をいい、次のものを含まない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (c) 結晶水の追加又は除去

二七・〇一―二七・〇三	CC
二七・〇四―二七・〇八	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。
二七・〇九	CC
二七・一〇―二七・二〇	CTH又は

二七二〇・九一―二七二〇・九九	WO	化学反応がいずれかの締約国において行われること。
二七二一・一一	CC	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。
二七二一・一二―二七二一・一九	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。	
二七二一・二二	CC	
二七二一・二九―二七二五・〇〇	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。	

第六部

注釈 第二八類から第三八類までの各級の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工
程を含む。）をいい、次のものを含まない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
 - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
 - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
 - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
 - (AA) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
 - (BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
 - (CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
 - (DD) 特殊光学的用途
 - (EE) 生物工学的用途
 - (FF) 分離工程に用いる支持体
 - (GG) 原子力等級用途

- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのことをいう。
 - (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の
 改変
 - (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類

<p>二八〇一・一〇一―二八〇四・五〇</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八〇四・六一</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八〇四・六九―二八〇九・一〇</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

<p>二八〇九・二〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八一〇・〇〇―二八一三・一〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八一三・九〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八・一四―二八・四三</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八四四・一〇</p>	<p>C C</p>
<p>二八四四・二〇―二八四四・五〇</p>	<p>C T S H</p>
<p>二八・四五―二八・五三</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は</p>

第二九類

	<p>化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九〇一・一〇―二九〇五・四二</p>	<p>C S T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九〇五・四三―二九〇五・四五</p>	<p>C T S H</p>
<p>二九〇五・四九―二九〇五・五九</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九〇六・一一</p>	<p>C C (第三三・〇一項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>二九〇六・一二―二九一〇・九〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・一一</p>	<p>C T H、</p>

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・一二</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・一三</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九一四・一一―二九一八・一三</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九一八・一四―二九一八・一五</p>	<p>CTSH</p>
<p>二九一八・一六―二九一八・九九</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・一九</p>	<p>CTH、</p>

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二〇・一一―二九二二・四一</p>	<p>CTS H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二二・四二</p>	<p>CTS H</p>
<p>二九二二・四三―二九二三・一〇</p>	<p>CTS H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二三・二〇</p>	<p>CTS H</p>
<p>二九二三・三〇―二九二四・二四</p>	<p>CTS H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二四・二五―二九二四・二九</p>	<p>CTS H</p>
<p>二九・二五―二九・二六</p>	<p>CTS H、 QVC四〇又は</p>

				二九・二七―二九・二八	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
				二九・二九―二九・三〇	CTSH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
		二九・三一		CTH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	CTH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
		二九・三二―二九・三四		CTSH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	CTSH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
		二九・三五		CTH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	CTH、QVC四〇又は化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

<p>二九・三六</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九三七・一一―二九三八・一〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九三八・九〇</p>	<p>C T H</p>
<p>二九三九・一一―二九三九・七九</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九三九・八〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・四〇</p>	<p>C T H</p>
<p>二九・四一―二九・四二</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は</p>

第三〇類

	<p>化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇〇一・二〇一三〇〇二・一九</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇〇二・二〇一三〇〇二・三〇</p>	<p>C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇〇二・九〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇・〇三</p>	<p>C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

三〇〇・四	C T H (第三〇・〇三項の材料からの変更及び他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。)
三〇〇五・一〇―三〇〇六・二〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三〇〇六・三〇	C T H (他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。)
三〇〇六・四〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三〇〇六・五〇	C T H
三〇〇六・六〇―三〇〇六・九一	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三〇〇六・九二	W O

第三一類

第三二類

<p>三二・〇一</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二・〇二―三二・〇五</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

<p>三二〇一・一〇―三二〇一・二〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二〇一・九〇</p>	<p>C T H又はQ V C 四〇</p>
<p>三二〇二・一〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

<p>三二〇二・九〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二〇三・〇〇―三二〇四・一七</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二〇四・一九</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二〇四・二〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二〇四・九〇</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三二・〇五―三二・一五</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は</p>

	<p>化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
--	---

第三三類

三三〇一・一二一三三〇一・三〇	CTH
三三〇一・九〇	CTSH
三三〇二・一〇一三三〇六・一〇	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三三〇六・二〇	CTH（第五四類の材料からの変更を除く。）
三三〇六・九〇一三三〇七・九〇	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三四類

--	--

三四・〇一	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三四・〇二	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三四・〇三―三四・〇七	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三五類

三五〇一・一〇	C T H
三五〇一・九〇	C T S H
三五〇二・一一―三五〇二・一九	C C (第四類の材料からの変更を除く。)
三五〇二・二〇	C T H

三五〇二・九〇

C T S H

三五・〇三―三五・〇四

C T H

三五・〇五

C C

三五・〇六―三五・〇七

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三六類

三六・〇一―三六・〇六

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三七類

三七・〇一

C C

三七・〇二―三七・〇七

C T H、

第三八類

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三八・〇一</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三八・〇二―三八・〇四</p>	<p>CTH又はQVC四〇</p>
<p>三八〇五・一〇</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三八〇五・九〇</p>	<p>1 CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。(パイン油に限る。)</p> <p>2 CTH又はQVC四〇(その他のもの)</p>
<p>三八〇六・一〇―三八〇六・二〇</p>	<p>CTSH、</p>

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
三八〇六・三〇	<p>CTSH</p>
三八〇六・九〇	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
三八・〇七―三八・〇八	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
三八〇九・一〇	<p>CTH</p>
三八〇九・九一―三八二二・〇〇	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
三八・二三	<p>CTSH</p>
三八二四・一〇―三八二四・五〇	<p>CTH、 QVC四〇又は</p>

	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八二四・六〇	C T H
三八二四・七一―三八二四・九九	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八・二五	W O
三八・二六	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第七部

注釈 第三九類及び第四〇類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工

程を含む。)をいい、次のものを含まない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
 - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
 - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
 - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
 - (AA) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
 - (BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
 - (CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
 - (DD) 特殊光学的用途
 - (EE) 生物工学的用途
 - (FF) 分離工程に用いる支持体

(GG) 原子力等級用途

(c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の
改変

(ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類

三九・〇一―三九・一四	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三九・一五	WO
三九・一六―三九・二六	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第四〇類

四〇〇一・一〇	CC
四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
四〇〇一・三〇	CC
四〇・〇二―四〇・〇三	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
四〇・〇四	WO
四〇・〇五―四〇・一一	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
四〇二一・一一―四〇二二・一九	CTSH、

第八部

第四一類

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>四〇二二・二〇〇</p>	<p>CC</p>
<p>四〇二二・九〇一四〇一七・〇〇</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>四一・〇一―四一・〇三</p>	<p>CC</p>
<p>四一・〇四</p>	<p>CTH（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四一・〇五</p>	<p>CTH（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四一・〇六</p>	<p>CTH（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四一・〇七</p>	<p>CTH（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）</p>

四一・一二	C T H (第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。)
四一・一三	C T H (第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。)
四一・一四	C T H (第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。)
四一・一五	C T H

第四二類

四二・〇一―四二・〇六	C C
-------------	-----

第四三類

四三・〇一	C T H
四三・〇二	C T H (第四三・〇一項の材料からの変更を除く。)
四三・〇三	C T H (第四三・〇二項の材料からの変更を除く。)
四三・〇四	C T H

第九部

第四四類

四四・〇一―四四・一一	CTH
四四・一二	CTH及びQVC四〇
四四・一三―四四・二一	CTH

第四五類

四五・〇一―四五・〇四	CTH又はQVC四〇
-------------	------------

第四六類

四六・〇一・二一―四六・〇一・二二	CC
四六・〇一・二九	1 CC (第一四類の材料からの変更を除く。) 2 CC (その他のもの)
四六・〇一・九二―四六・〇一・九三	CC

四六〇一・九四	1 C C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇一・九九	2 C C (その他のもの)
四六・〇二	C T H

第一〇部

第四七類

四七・〇一―四七・〇六	C T H 又は Q V C 四〇
四七・〇七	W O

第四八類

四八・〇一―四八・〇六	C T H
四八〇七・〇〇―四八〇八・一〇	C T H 又は Q V C 四〇
四八〇八・四〇	1 C T H (第四八・〇四項の材料からの変更を除く。) (重袋用クラフト紙に限る。)

	2 CTH (第四八・〇五項の材料からの変更を除く。)(その他のクラフト紙)
四八〇八・九〇	CTH (第四八・〇六項の材料からの変更を除く。)
四八・〇九一四八・一四	CTH又はQVC四〇
四八・一六	CTH (第四八・〇九項の材料からの変更を除く。)
四八・一七	CTH又はQVC四〇
四八・一八	CTH (第四八・〇三項の材料からの変更を除く。)
四八・一九一四八・二三	CTH又はQVC四〇

第四九類

四九・〇一―四九・一一	CC
-------------	----

第一一部

注釈 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、二以上の次の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工しよく、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工

- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう
- (26) モアレ仕上げ

- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（SG加工）
- (38) ソイルリリース加工（SR加工）
- (39) ストレッチ加工

- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウエア加工 (W&W加工)
- (43) 吸水加工
- (44) 防水加工
- (45) はっ水加工
- (46) ウェットデカタイジング
- (47) 防風加工
- (48) 針布起毛

第五〇類

五〇・〇一―五〇・〇四	CC
五〇・〇五	CTH (第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。)
五〇・〇六	CTH (第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。)

第五一類

<p>五〇・〇七</p>	<p>CTH (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)、 CTH (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五〇・〇七項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合 に限る。)又は CTH (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)</p>
<p>五一・〇一―五一・〇五</p>	<p>CC</p>
<p>五一・〇六一―五一・一〇</p>	<p>CTH (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五一・一一―五一・一三</p>	<p>CTH (第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)、 CTH (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸 染され、又はなせんされる場合に限る。)又は CTH (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)</p>

第五二類

五二・〇一―五二・〇三	C C
五二・〇四―五二・〇七	C T H (第五二・〇三項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。)
五二・〇八―五二・一二	C T H (第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸 染され、又はなせんされる場合に限る。)
	C T H (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)

第五三類

五三・〇一―五三・〇五	C C
五三・〇六―五三・〇八	C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)
五三・〇九―五三・一一	C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸 染され、又はなせんされる場合に限る。)

	<p>CTH (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)</p>
--	--

第五四類

五四・〇一―五四・〇六	CC
五四・〇七―五四・〇八	<p>CTH (第五四・〇一項から第五四・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)、 CTH (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、第五四・〇七項又は第五四・〇八項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)、又は CTH (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)</p>

第五五類

五五・〇一―五五・〇七	CC (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)
五五・〇八―五五・一一	CTH (第五五・〇六項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)
五五・一二―五五・一六	CTH (第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)、

第五六類

	<p>CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）</p>
--	---

五六・〇一一五六・〇三

	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）</p>
--	--

五六・〇四一五六・〇九

	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
--	---

第五七類

<p>五七・〇一一五七・〇五</p>	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇六項から第</p>
--------------------	---

	五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)
--	--

第五八類

五八・〇一―五八・一一	CC(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)
-------------	--

第五九類

五九・〇一	CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)
五九・〇二	CTH(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)
五九・〇三―五九・〇九	CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八

	<p>項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五九・一〇</p>	<p>CTH（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五九・一一</p>	<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第六〇類

<p>六〇・〇一―六〇・〇六</p>	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）、 CTH（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせん</p>
--------------------	--

される場合に限る。)又は
C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・
一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から
第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・
〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先
立って、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に
限る。)

第六一類

注釈 1 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則
は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分
は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈 2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメ
リヤス編みされ、又はクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される
締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六一・〇一―六一・一七

CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

第六二類

注釈 1 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈 2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製

織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

<p>六二・〇一―六二・一一</p>	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。)</p>
<p>六二・一一</p>	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)</p>
<p>六二・一三一―六二・一七</p>	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八</p>

項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。）

第六三類

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分
は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三・〇一―六三・一〇

CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品がいずれかの締約国において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。

第六四類

六四・〇一―六四・〇五	C T H (第六四・〇六項の材料からの変更を除く。)
六四・〇六	C C

第六五類

六五・〇一―六五・〇二	C C
六五・〇四	C T H (第六五・〇五項の材料からの変更を除く。)
六五・〇五	C T H (第六五・〇四項の材料からの変更を除く。)
六五・〇六―六五・〇七	C T H

第六六類

六六・〇一―六六・〇二	C T H 又は Q V C 四〇
六六・〇三	C C 又は Q V C 四〇

第六七類

六七・〇一―六七・〇四	C T H 又は Q V C 四〇
-------------	-------------------

第一三部

第六八類

六八・〇一―六八・一五	C T H 又は Q V C 四〇
-------------	-------------------

第六九類

六九・〇一―六九・〇六	C C 又は Q V C 四〇
六九・〇七	1 C C 又は Q V C 四〇（うわぐすりを施したものを除く。） 2 C T H（ただし、第六九・〇七項の非原産材料（うわぐすりを施したものを除く。）は、使用することができる。）又は Q V C 四〇（うわぐすりを施したものに限る。）

六九・〇九―六九・一四

CC又はQVC四〇

第七〇類

七〇・〇一	CC
七〇・〇二―七〇・一七	CTH又はQVC四〇
七〇一八・一〇	CTH
七〇一八・二〇	CTH又はQVC四〇
七〇一八・九〇	CTH
七〇・一九―七〇・二〇	CTH又はQVC四〇

第一四部

第七一類

注釈 この類の適用上、輸送のためにのみ一時的に糸を通した天然又は養殖の真珠であつてその他の加工

をしてないものは、第七一〇一・二二号の加工してない天然又は養殖の真珠とみなす。

七二〇一・一〇一七二〇二・二二	CC
七二〇二・二九	CTSH又はQVC四〇
七二〇二・三一	CC
七二〇二・三九	CTSH又はQVC四〇
七二〇三・一〇	CC
七二〇三・九一―七二〇四・一〇	CTSH又はQVC四〇
七二〇四・二〇	CTH又はQVC四〇
七二〇四・九〇	CTSH又はQVC四〇
七二・〇五	CTH又はQVC四〇
七二・〇六	CTSH又はQVC四〇
七二・〇七	CTH又はQVC四〇
七二・〇八	CTSH又はQVC四〇

第一五部

七一・一八	CTH
七一・一七	CTH（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一六	CTH（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七一・一五	CTH（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一四	CTH（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一三	CTH（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一二	WO
七一・一一	CTH又はQVC四〇
七一・一〇	CTSH又はQVC四〇
七一・〇九	CTH又はQVC四〇

第七二類

注釈 この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（せん剪断及びスリッテイ
ングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとはならない。

七二・〇一	CC又はQVC四〇
七二・〇二	CTH又はQVC四〇
七二・〇三	CC又はQVC四〇
七二・〇四	WO
七二〇五・一〇	CTH又はQVC四〇
七二〇五・二一―七二〇五・二九	CTSH又はQVC四〇
七二〇六・一〇―七二二〇・六九	CTH又はQVC四〇
七二二〇・七〇―七二二〇・九〇	CTSH又はQVC四〇
七二二一・一三―七二二一・一九	CTH又はQVC四〇
七二二一・二三―七二二一・九〇	CTSH又はQVC四〇

七二二二・一〇―七二二二・三〇	CTH又はQVC四〇
七二二二・四〇	CTSH又はQVC四〇
七二二二・五〇	CTH又はQVC四〇
七二二二・六〇	CTSH又はQVC四〇
七二二三・一〇―七二二九・二四	CTH又はQVC四〇
七二二九・三一―七二二九・九〇	CTSH又はQVC四〇
七二二〇・一一―七二二〇・一二	CTH又はQVC四〇
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	CTSH又はQVC四〇
七二二一・〇〇―七二二二・一九	CTH又はQVC四〇
七二二二・二〇	CTSH又はQVC四〇
七二二二・三〇―七二二四・一〇	CTH又はQVC四〇
七二二四・九〇	CTSH又はQVC四〇
七二二五・一一―七二二五・四〇	CTH又はQVC四〇
七二二五・五〇―七二二五・九九	1 CTH又はQVC四〇 (その他の合金鋼のフラットロール製品のうち高速鋼から製

	2 造したものに限る。 C T S H又はQ V C 四〇（その他のもの）
七二二六・一一一七二二六・九一	C T H又はQ V C 四〇
七二二六・九二一七二二六・九九	C T S H又はQ V C 四〇
七二二七・一〇一七二二八・三〇	C T H又はQ V C 四〇
七二二八・四〇一七二二八・六〇	C T S H又はQ V C 四〇
七二二八・七〇一七二二九・九〇	C T H又はQ V C 四〇

第七三類

注釈 この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（せん剪断及びスリッテイ
ングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとはならない。

七三・〇一七三・二〇	C C 又はQ V C 四〇
七三二一・一一一七三二一・八九	C T S H又はQ V C 四〇
七三二一・九〇一七三二三・一〇	C C 又はQ V C 四〇

第七四類

七三三三・九一―七三三三・九九	CTH又はQVC四〇
七三二四・一〇―七三二四・二九	CTSH又はQVC四〇
七三二四・九〇	CC又はQVC四〇
七三二五・一〇	CTH又はQVC四〇
七三二五・九一	CC又はQVC四〇
七三二五・九九	CTH又はQVC四〇
七三二六・一一	CC又はQVC四〇
七三二六・一九―七三二六・九〇	CTH又はQVC四〇
七四・〇一	CC又はQVC四〇
七四・〇二―七四・〇三	CTH又はQVC四〇
七四・〇四	WO
七四・〇五―七四・一九	CTH又はQVC四〇

第七五類

七五〇一・一〇	CC又はQVC四〇
七五〇一・二〇	CTH又はQVC四〇
七五〇二・一〇	CC又はQVC四〇
七五〇二・二〇	CTSH又はQVC四〇
七五・〇三	WO
七五〇四・〇〇一七五〇五・一二	CTH又はQVC四〇
七五〇五・二一一七五〇五・二二	CTSH又はQVC四〇
七五・〇六一七五・〇八	CTH又はQVC四〇

第七六類

七六〇一・一〇	CC
---------	----

第七九類

七九〇一・一一	CTSH
七九〇一・一二	CC

第七八類

七八〇一・一〇	CTSH
七八〇一・九一―七八〇一・九九	CC
七八・〇二	WO
七八・〇四―七八・〇六	CTH

七六〇一・二〇	CTSH
七六・〇二	WO
七六・〇三	CTH
七六・〇四―七六・一六	CTH又はQVC四〇

八一〇一・九四	CC
八一〇一・一〇	CTSH

第八一類

八〇・〇三一八〇・〇七	CTH
八〇・〇二	WO
八〇〇一・二〇	CTSH
八〇〇一・一〇	CC

第八〇類

七九・〇三一七九・〇七	CTH
七九・〇二	WO
七九〇一・二〇	CTSH

八二〇一・九六	CTS H
八二〇一・九七	W O
八二〇一・九九	1 C T S H (タングステンの棒(単に焼結して得た棒を除く。) 及び形材並びにタング ステンの板、シート、ストリップ及びはくに限る。) 2 C T S H (ただし、第八一〇一・九九号の非原産材料は、 使用することができる。) (その他のもの)
八二〇二・一〇	C T S H
八二〇二・九四	C C
八二〇二・九五―八二〇二・九六	C T S H
八二〇二・九七	W O
八二〇二・九九	C T S H
八二〇三・二〇	C C
八二〇三・三〇	W O
八二〇三・九〇	C T S H
八二〇四・一一―八二〇四・一九	C C

八一〇九・九〇	CTSH
八一〇九・三〇	WO
八一〇九・二〇	CC
八一〇八・九〇	CTSH
八一〇八・三〇	WO
八一〇八・二〇	CC
八一〇七・九〇	CTSH
八一〇七・三〇	WO
八一〇六・〇〇一八一〇七・二〇	CC
八一〇五・九〇	CTSH
八一〇五・三〇	WO
八一〇五・二〇	CC
八一〇四・三〇一八一〇四・九〇	CTSH
八一〇四・二〇	WO

八二二二・九二一八二二二・九九	2	1	WO (ゲルマニウム (くずを含む。)) に限る。)	CC (その他のもの)
八二二二・五九			CTSH	
八二二二・五二			WO	
八二二二・五一			CC	
八二二二・二九			CTSH	
八二二二・二二			WO	
八二二二・二一			CC	
八二二二・一九			CTSH	
八二二二・一三			WO	
八二二一・〇〇一八二二二・二二			CC	
八二一〇・九〇			CTSH	
八二一〇・二〇			WO	
八二一〇・一〇			CC	

八一・一三	CTH
-------	-----

第八二類

八二・〇一―八二・一五	CC又はQVC四〇
-------------	-----------

第八三類

八三〇一・一〇―八三〇一・五〇	CTSH又はQVC四〇
八三〇一・六〇	CTH又はQVC四〇
八三〇一・七〇	CTSH又はQVC四〇
八三・〇二―八三・〇四	CTH又はQVC四〇
八三〇五・一〇―八三〇五・二〇	CTSH又はQVC四〇
八三〇五・九〇―八三〇六・一〇	CTH又はQVC四〇
八三〇六・二一	CTSH又はQVC四〇

第一六部

八三〇六・二九一八三〇七・九〇	CTH又はQVC四〇
八三〇八・一〇一八三〇八・二〇	CTSH又はQVC四〇
八三〇八・九〇一八三二〇・〇〇	CTH又はQVC四〇
八三・一一	CTSH又はQVC四〇

第八四類

八四〇一・一〇一八四〇一・三〇	CTSH又はQVC四〇
八四〇一・四〇	CTH又はQVC四〇
八四〇二・一一一八四〇二・二〇	CTSH又はQVC四〇
八四〇二・九〇	CTH又はQVC四〇
八四〇三・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四〇三・九〇	CTH又はQVC四〇
八四〇四・一〇一八四〇四・二〇	CTSH又はQVC四〇

八四〇四・九〇	CTH又はQVC四〇
八四〇五・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四〇五・九〇	CTH又はQVC四〇
八四〇六・一〇―八四〇六・八二	CTSH又はQVC四〇
八四〇六・九〇―八四〇九・九九	CTH又はQVC四〇
八四一〇・一一―八四一〇・一三	CTSH又はQVC四〇
八四一〇・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一一・一一―八四一一・八二	CTSH又はQVC四〇
八四一一・九二―八四二一・九九	CTH又はQVC四〇
八四一二・一〇―八四二二・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四一二・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一三・一一―八四一三・八二	CTSH又はQVC四〇
八四一三・九二―八四一三・九二	CTH又はQVC四〇

八四二四・一〇―八四二四・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四一四・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一五・一〇―八四一五・八三	CTSH又はQVC四〇
八四一五・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一六・一〇―八四一六・三〇	CTSH又はQVC四〇
八四一六・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一七・一〇―八四一七・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四一七・九〇	CTH又はQVC四〇
八四一八・一〇―八四一八・六九	CTSH又はQVC四〇
八四一八・九一―八四一八・九九	CTH又はQVC四〇
八四一九・一一―八四一九・八九	CTSH又はQVC四〇
八四一九・九〇	CTH又はQVC四〇
八四二〇・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四二〇・九一―八四二〇・九九	CTH又はQVC四〇

八四二二・一一―八四二二・三九	CTSH又はQVC四〇
八四二二・九一―八四二二・九九	CTH又はQVC四〇
八四二二・一一―八四二二・四〇	CTSH又はQVC四〇
八四二二・九〇	CTH又はQVC四〇
八四二三・一〇―八四二三・八九	CTSH又はQVC四〇
八四二三・九〇	CTH又はQVC四〇
八四二四・一〇―八四二四・八九	CTSH又はQVC四〇
八四二四・九〇―八四三一・四九	CTH又はQVC四〇
八四三二・一〇―八四三二・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四三二・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三三・一一―八四三三・六〇	CTSH又はQVC四〇
八四三三・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三四・一〇―八四三四・二〇	CTSH又はQVC四〇

八四三四・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三五・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四三五・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三六・一〇―八四三六・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四三六・九一―八四三六・九九	CTH又はQVC四〇
八四三七・一〇―八四三七・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四三七・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三八・一〇―八四三八・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四三八・九〇	CTH又はQVC四〇
八四三九・一〇―八四三九・三〇	CTSH又はQVC四〇
八四三九・九一―八四三九・九九	CTH又はQVC四〇
八四四〇・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四四〇・九〇	CTH又はQVC四〇
八四四一・一〇―八四四一・八〇	CTSH又はQVC四〇

八四四一・九〇	CTH又はQVC四〇
八四四二・三〇	CTSH又はQVC四〇
八四四二・四〇―八四四二・五〇	CTH又はQVC四〇
八四四三・一一―八四四三・三九	CTSH又はQVC四〇
八四四三・九一―八四四七・九〇	CTH又はQVC四〇
八四四八・一一―八四四八・一九	CTSH又はQVC四〇
八四四八・二〇―八四四九・〇〇	CTH又はQVC四〇
八四五〇・一一―八四五〇・二〇	CTSH又はQVC四〇
八四五〇・九〇	CTH又はQVC四〇
八四五一・一〇―八四五一・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四五一・九〇	CTH又はQVC四〇
八四五二・一〇―八四五二・三〇	CTSH又はQVC四〇
八四五二・九〇	CTH又はQVC四〇

八四五三・一〇―八四五三・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四五三・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四五四・一〇―八四五四・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四五四・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四五五・一〇―八四五五・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四五五・九〇―八四六六・九四	C T H 又は Q V C 四〇
八四六七・一一―八四六七・八九	C T S H 又は Q V C 四〇
八四六七・九一―八四六七・九九	C T H 又は Q V C 四〇
八四六八・一〇―八四六八・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四六八・九〇―八四七三・二九	C T H 又は Q V C 四〇
八四七三・三〇	C T H (第八五・四二項の材料からの変更を除く。) 又は Q V C 四〇
八四七三・四〇―八四七三・五〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四七四・一〇―八四七四・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇

八四七四・九〇	CTH又はQVC四〇
八四七五・一〇―八四七五・二九	CTSH又はQVC四〇
八四七五・九〇	CTH又はQVC四〇
八四七六・二一―八四七六・八九	CTSH又はQVC四〇
八四七六・九〇	CTH又はQVC四〇
八四七七・一〇―八四七七・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四七七・九〇	CTH又はQVC四〇
八四七八・一〇	CTSH又はQVC四〇
八四七八・九〇	CTH又はQVC四〇
八四七九・一〇―八四七九・八九	CTSH又はQVC四〇
八四七九・九〇―八四八〇・七九	CTH又はQVC四〇
八四八一・一〇―八四八一・八〇	CTSH又はQVC四〇
八四八一・九〇	CTH又はQVC四〇
八四八二・一〇―八四八二・八〇	CTSH又はQVC四〇

八四八二・九一―八四八二・九九	CTH又はQVC四〇
八四八三・一〇―八四八三・六〇	CTSH又はQVC四〇
八四八三・九〇	CTH又はQVC四〇
八四・八四	CC又はQVC四〇
八四八六・一〇―八四八六・四〇	CTSH又はQVC四〇
八四八六・九〇―八四八七・九〇	CTH又はQVC四〇

第八五類

八五・〇一―八五・〇三	CTH又はQVC四〇
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇	CTSH又はQVC四〇
八五〇四・九〇	CTH又はQVC四〇
八五〇五・一一―八五〇五・二〇	CTSH又はQVC四〇
八五〇五・九〇	CTH又はQVC四〇

八五〇六・一〇―八五〇六・八〇	CTS H又はQVC四〇
八五〇六・九〇	CTH又はQVC四〇
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇	CTS H又はQVC四〇
八五〇七・九〇	CTH又はQVC四〇
八五〇八・一一―八五〇八・六〇	CTS H又はQVC四〇
八五〇八・七〇	CTH又はQVC四〇
八五〇九・四〇―八五〇九・八〇	CTS H又はQVC四〇
八五〇九・九〇	CTH又はQVC四〇
八五一〇・一〇―八五一〇・三〇	CTS H又はQVC四〇
八五一〇・九〇	CTH又はQVC四〇
八五一一・一〇―八五一一・八〇	CTS H又はQVC四〇
八五一一・九〇	CTH又はQVC四〇
八五一二・一〇―八五一二・四〇	CTS H又はQVC四〇
八五一二・九〇	CTH又はQVC四〇

八五二三・五二一八五二三・五九	CTH又はQVC四〇
八五二七・一一一八五二七・六九	CTSH又はQVC四〇
八五一七・七〇	CTH又はQVC四〇
八五一八・一〇一八五一八・五〇	CTSH又はQVC四〇
八五一八・九〇一八五二三・四九	CTH又はQVC四〇
八五二六・九〇	CTH又はQVC四〇
八五一六・一〇一八五一六・八〇	CTSH又はQVC四〇
八五一五・九〇	CTH又はQVC四〇
八五二五・一一一八五二五・八〇	CTSH又はQVC四〇
八五一四・九〇	CTH又はQVC四〇
八五一四・一〇一八五一四・四〇	CTSH又はQVC四〇
八五二三・九〇	CTH又はQVC四〇
八五二三・一〇	CTSH又はQVC四〇

CTH(第八五・四二項の材料からの変更を除く。)又はQVC四〇

八五三三・八〇一八五二九・九〇	CTH又はQVC四〇
八五三〇・一〇一八五三〇・八〇	CTSH又はQVC四〇
八五三〇・九〇	CTH又はQVC四〇
八五三一・一〇一八五三一・八〇	CTSH又はQVC四〇
八五三一・九〇	CTH又はQVC四〇
八五三二・一〇一八五三二・三〇	CTSH又はQVC四〇
八五三二・九〇	CTH又はQVC四〇
八五三三・一〇一八五三三・四〇	CTSH又はQVC四〇
八五三三・九〇一八五三八・九〇	CTH又はQVC四〇
八五三九・一〇一八五三九・五〇	CTSH又はQVC四〇
八五三九・九〇	CTH又はQVC四〇
八五四〇・一一一八五四〇・八九	CTSH又はQVC四〇
八五四〇・九一一八五四〇・九九	CTH又はQVC四〇

八五四一・一〇―八五四一・六〇	CTS H又はQVC四〇
八五四一・九〇	CTH又はQVC四〇
八五四二・三一―八五四二・三九	CTS H又はQVC四〇
八五四二・九〇	CTH又はQVC四〇
八五四三・一〇―八五四三・七〇	CTS H又はQVC四〇
八五四三・九〇―八五四七・九〇	CTH又はQVC四〇
八五四八・一〇	WO
八五四八・九〇	CTH又はQVC四〇

第一七部

第八六類

八六・〇一―八六・〇九	CTH又はQVC四〇
-------------	------------

第八七類

注釈 第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の適用上、これらの項の製品の生産者は、その裁量により、当該製品の輸入締約国の原産品を当該製品を生産するための材料として当該製品の輸出締約国において使用することができるものとし、当該原産品は、当該製品の原産地資格割合を算定するに当たり、当該製品の輸出締約国の原産材料とみなすことができる。

八七・〇一	CTH又はQVC四〇
八七・〇二―八七・〇四	QVC四〇
八七・〇五―八七・〇八	CTH又はQVC四〇
八七・〇九・一一―八七・〇九・一九	CTSH又はQVC四〇
八七・〇九・九〇―八七・一五・〇〇	CTH又はQVC四〇
八七・一六・一〇―八七・一六・八〇	CTSH又はQVC四〇
八七・一六・九〇	CTH又はQVC四〇

第八八類

--	--

八八・〇一―八八・〇五

CTH又はQVC四〇

第八九類

八九・〇一―八九・〇八

CC又はQVC四〇

第一八部

第九〇類

九〇・〇一	CC又はQVC四〇
九〇・〇二	CTH又はQVC四〇
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	CTSH又はQVC四〇
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	CTSH又はQVC四〇
九〇〇五・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇〇六・三〇―九〇〇六・六九	CTSH又はQVC四〇

九〇一三・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	CTSH又はQVC四〇
九〇一二・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇一二・一〇	CTSH又はQVC四〇
九〇一一・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	CTSH又はQVC四〇
九〇一〇・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	CTSH又はQVC四〇
九〇〇八・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇〇八・五〇	CTSH又はQVC四〇
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	CTH又はQVC四〇
九〇〇七・一〇―九〇〇七・二〇	CTSH又はQVC四〇
九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	CTH又はQVC四〇

九〇一四・一〇一九〇一四・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇一四・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇一五・一〇一九〇一五・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇一五・九〇一九〇一六・〇〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇一七・一〇一九〇一七・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇一七・九〇一九〇二一・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇二二・一二一九〇二二・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇二二・九〇一九〇二三・〇〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇二四・一〇一九〇二四・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇二四・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇二五・一一一九〇二五・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇二五・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九〇二六・一〇一九〇二六・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九〇二六・九〇	C T H 又は Q V C 四〇

九〇二七・一〇一九〇二七・八〇	CTS H又はQVC四〇
九〇二七・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇二八・一〇一九〇二八・三〇	CTS H又はQVC四〇
九〇二八・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇二九・一〇一九〇二九・二〇	CTS H又はQVC四〇
九〇二九・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇三〇・一〇一九〇三〇・八九	CTS H又はQVC四〇
九〇三〇・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇三一・一〇一九〇三一・八〇	CTS H又はQVC四〇
九〇三一・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇三二・一〇一九〇三二・八九	CTS H又はQVC四〇
九〇三二・九〇	CTH又はQVC四〇
九〇三三・九〇一九〇三三・〇〇	CTH又はQVC四〇

第九一類

九一・〇一―九一・一〇	CTH又はQVC四〇
九一一・一〇―九一一一・八〇	CTSH又はQVC四〇
九一一・九〇	CTH又はQVC四〇
九一一二・二〇	CTSH又はQVC四〇
九一二・九〇	CTH又はQVC四〇
九一・一三	CTH
九一・一四	CTH又はQVC四〇

第九二類

九二・〇一―九二・〇九	CTH又はQVC四〇
-------------	------------

第一九部

第九三類

九三・〇一―一九三・〇七	C T H 又は Q V C 四〇
--------------	-------------------

第二〇部

第九四類

九四〇一・一〇―一九四〇一・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九四〇一・九〇	C T H
九四・〇二	C C 又は Q V C 四〇
九四〇三・一〇―一九四〇三・八九	C T S H 又は Q V C 四〇
九四〇三・九〇―一九四〇四・一〇	C C 又は Q V C 四〇
九四〇四・二一―一九四〇四・二九	C C
九四〇四・三〇	C C 又は Q V C 四〇
九四〇四・九〇	1 C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、

	<p>第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）（布団及び羽根布団に限る。）</p> <p>² CTH（その他のもの）</p>
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	CTS H又はQVC四〇
九四〇五・九一―九四〇五・九九	CTH又はQVC四〇
九四・〇六	CC又はQVC四〇

第九五類

九五・〇三一―九五・〇八	CTH又はQVC四〇
--------------	------------

第九六類

九六・〇一	CC
九六・〇二―九六・〇四	CC又はQVC四〇
九六・〇五	CTH
九六・〇六	CC又はQVC四〇

第二一部

第九七類

九六〇七・一一―九六〇七・一九	CTS H又はQVC四〇
九六〇七・二〇	CC又はQVC四〇
九六〇八・一〇―九六〇八・四〇	CTS H又はQVC四〇
九六〇八・五〇	CTS H(第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は QVC四〇
九六〇八・六〇―九六一二・二〇	CTH又はQVC四〇
九六一三・一〇―九六一三・八〇	CTS H又はQVC四〇
九六一三・九〇―九六二〇・〇〇	CTH又はQVC四〇

九七・〇一―九七・〇六	CTH又はQVC四〇
-------------	------------